平成２３年（フ）第４１号
茨城県日立市相田町１丁目15番20―502号
債務者　中村　美穂（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第５３号
茨城県日立市久慈町３丁目31番７―406号
債務者　石井　美和（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第５５号
茨城県日立市鮎川町６丁目２番５―201号
債務者　田代　政広
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第６２号
茨城県高萩市大字安良川271番地の１　第１みずほ荘３号
債務者　関谷　　敦
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１１７号
茨城県下妻市高道祖4216番地16
債務者　五十嵐　誠
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１３７号
茨城県常総市本豊田33番地３
債務者　高野　久子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１３９号
茨城県筑西市菅谷1814番地　グリーンハイツ101
債務者　海老原弘行
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１４０号
茨城県筑西市菅谷1814番地　グリーンハイツ101
債務者　海老原香奈（旧姓仲野・永田）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１４２号
茨城県古河市鴻巣751番地４　ディアコートマンション703号室
債務者　白石　友子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１４３号
茨城県筑西市樋口1300番地155　県営10棟３階４号
債務者　倉田あき子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１４９号
茨城県結城市大字結城7171番地１
債務者　河野ゆかり
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１５１号
茨城県常総市豊岡町乙1198番地８　神郡靖子貸家
債務者　高橋ダニエルこと　ＴＡＫＡＨＡＳＨＩ　ＤＡＮＩＥＬ　ＲＥＭＩＧＩＯ
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１５４号
茨城県結城郡八千代町大字平塚1165番地１
債務者　宮本　則夫
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１５６号
茨城県下妻市南原40番地２　ミナミハラハイツＢ102
債務者　小沼　勇蔵
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１５８号
茨城県古河市下大野2735番地５
債務者　峯　　圭子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１５９号
茨城県常総市中妻町592番地10
債務者　廣瀬　　円
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２４８号
岐阜県山県市藤倉395番地２
債務者　土田　徳一
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２５５号
岐阜市雄総緑町４丁目１番地２メゾンドスプラッシュ301号室
債務者　棚橋　　勇
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
岐阜地方裁判所